

## 令和6年度「ヤングケアラー」に関する調査結果

### 【調査目的】

昨年度に引き続き、福岡県内の市町村におけるヤングケアラーの支援体制状況を調査するとともに、実際に把握されている個々のケースの実態を知るため、要保護児童対策地域協議会にアンケート調査を行う。

### 【定義】

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。※子ども・若者育成支援推進法第15条に規定）



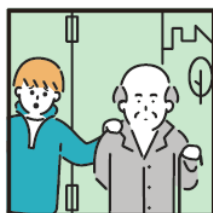
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園だいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

### 【調査方法】

- ①県内 60 市町村に対しヤングケアラー支援状況について調査（令和6年10月時点）
- ②県内 60 市町村の要保護児童対策地域協議会に対し市町村が把握しているケースについて調査（令和6年10月1日時点、回収率100%）

◆調査期間：令和7年3月14日～令和7年3月26日

◆収集ケース数：117件

## 1 「県内市町村における支援体制状況調査」の調査結果について

### (1) ヤングケアラーと思われるこどもがいた場合の対応

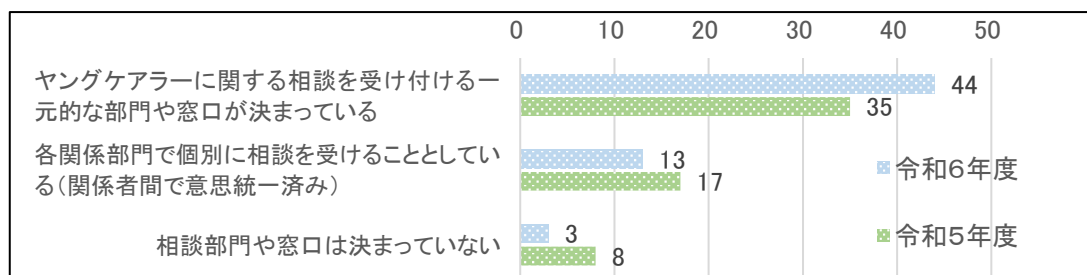
#### ① 18歳未満のヤングケアラー本人やその家族が「だれかに相談したい。」と思った場合に、相談を受ける部門や窓口

18歳未満のヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口については、「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」が最も多く（44市町村、73.3%）、次いで「各関係部門で個別に相談を受けることとしている（関係者間で意思統一済み）」（13市町村、21.6%）などとなっている。

一元的な部門や窓口を決めている市町村の数は、前年度の35市町村から増加しており、市町村における相談体制の整備が進んでいることが見える。

所管する部門については、決まっていると回答した57市町村で一番多かったのはこども福祉部門（92.3%）でその次に多かったのは教育委員会（26.9%）であった。

図表1-1 18歳未満のヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口（n=60）



#### ② 18歳未満のヤングケアラーと思われるこどもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口

18歳未満のヤングケアラーと思われるこどもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口については、「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」が最も多く（47市町村、78.3%）、次いで「各関係部門で個別に相談を受けることとしている（関係者間で意思統一済み）」（9市町村、15.0%）などとなっている。

一元的な部門や窓口を決めている市町村の数は、前年度の45市町村から増加しており、市町村における相談体制の整備が進んでいることが見える。

図表 1-2 18歳未満のヤングケアラーと思われる子どもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口 (n=60)

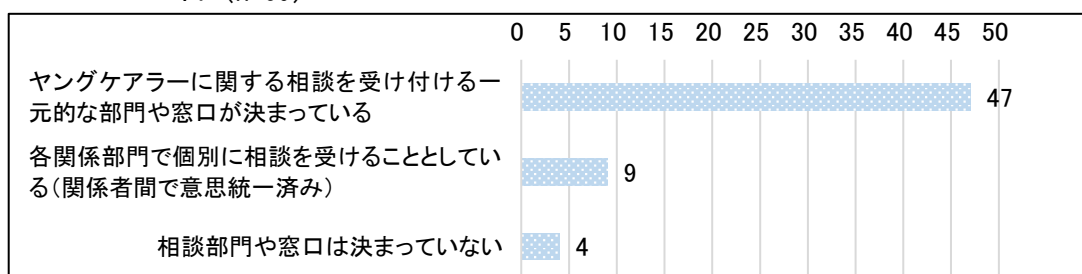


③ 18歳以上のヤングケアラー本人やその家族が「だれかに相談したい。」と思った場合に、相談を受ける部門や窓口

18歳以上のヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口については、「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」が最も多く(47市町村、78.3%)、次いで「各関係部門で個別に相談を受けることとしている(関係者間で意思統一済み)」(9市町村、15.0%)などとなっている。

一元的な部門や窓口を決めている市町村の数は、56市町村であり、市町村における相談体制の整備が進んでいることが見える。

図表 1-3 18歳以上のヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口 (n=60)

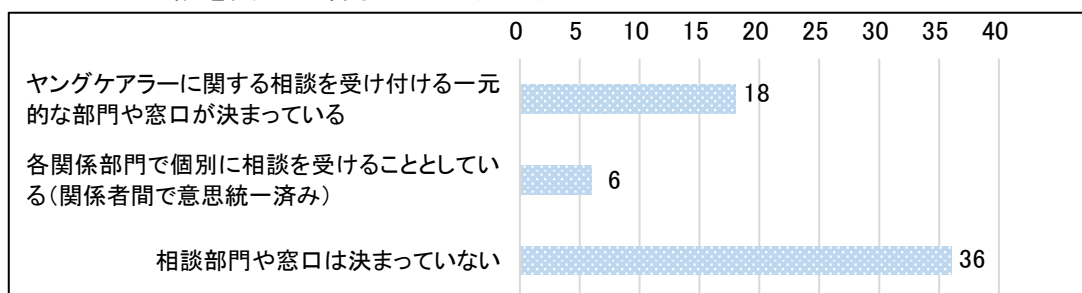


④ 18歳以上のヤングケアラーと思われる若者を発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口

18歳以上のヤングケアラーと思われる若者を発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口についてきいたところ、「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」が最も多く(18市町村、30.0%)、次いで「各関係部門で個別に相談を受けることとしている(関係者間で意思統一済み)」(6市町村、10.0%)などとなっている。

一元的な部門や窓口を決めている市町村の数は、24市町村であり、市町村における相談体制の整備が進んでいない状況が窺える。

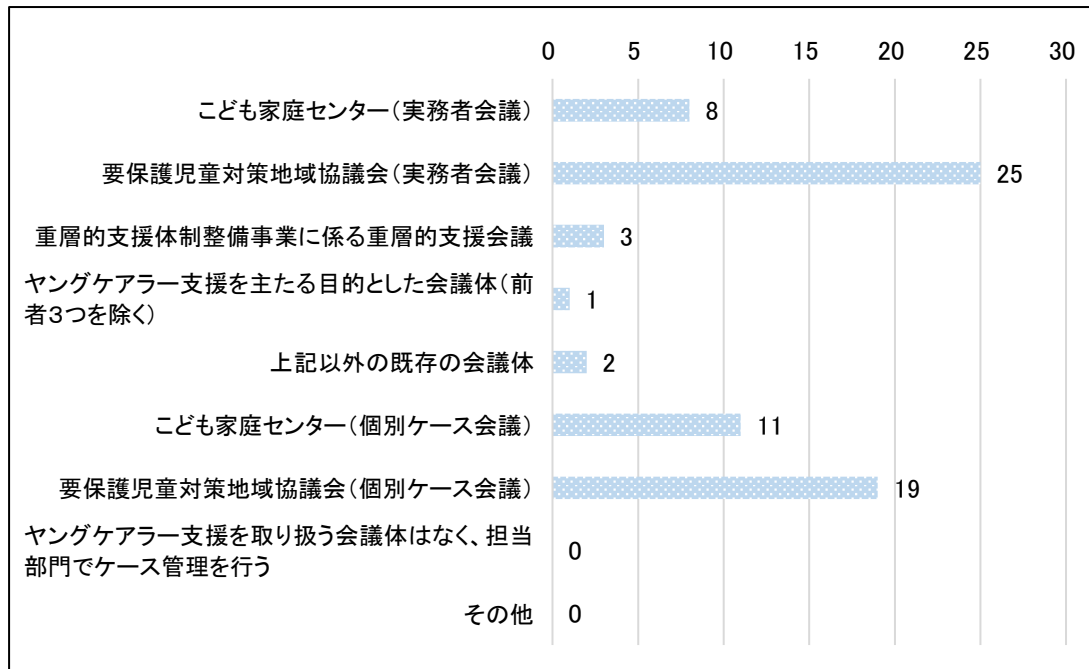
図表 1-4 18歳以上のヤングケアラーと思われる若者を発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口 (n=60)



⑤ 18歳未満のヤングケアラーの支援を検討する際の課題の共有や役割分担などを検討する会議体

18歳未満のヤングケアラーの支援を検討する際、課題の共有や支援策、役割分担などを検討する会議体を利用・想定しているかについては、「要保護児童対策地域協議会(実務者会議)」が最も多く(25市町村、41.6%)、次いで「要保護児童対策地域協議会(個別ケース会議)」(19市町村、31.6%)などとなっている。

図表 1-5 18歳未満のヤングケアラーの支援を検討する際、課題の共有や支援策、役割分担などを検討する会議体 (n=60)

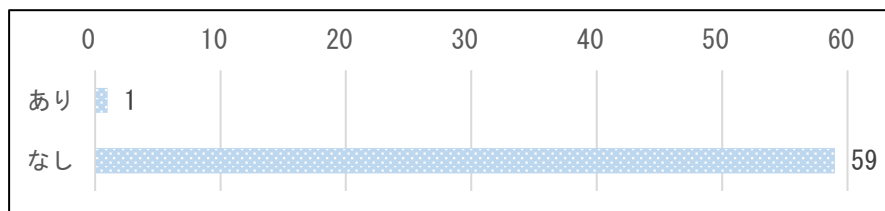


⑥ 18歳以上のヤングケアラーの対応にあたって、子ども・若者支援地域協議会の設置又は活用予定

18歳以上のヤングケアラーの対応にあたって、子ども・若者支援地域協議会の設置又は活用予定

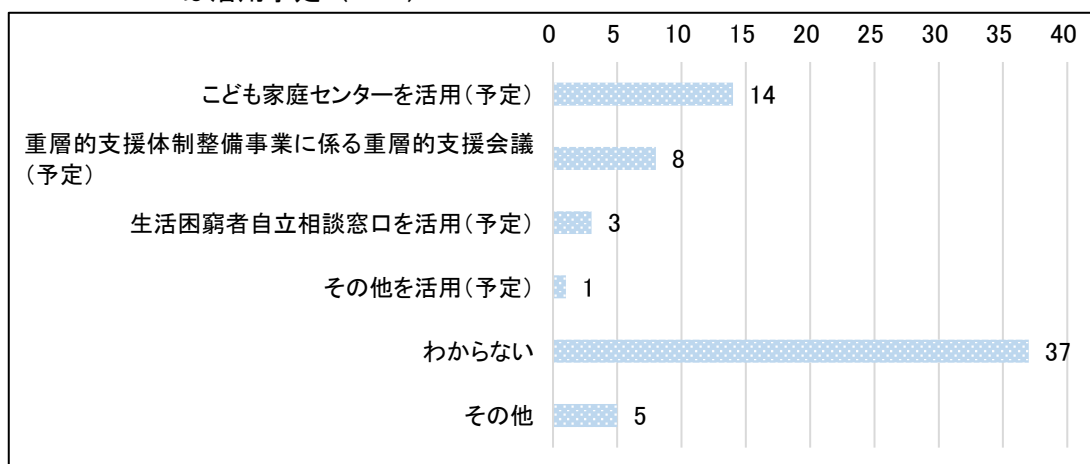
は活用予定についてきいたところ、「あり」が（1市町村、1.7%）、「なし」が（59市町村、98.3%）であった。

図表 1-6 18歳以上のヤングケアラーの対応にあたって、子ども・若者支援地域協議会の設置又は活用予定（n=60）



- ⑦ 18歳以上のヤングケアラーの対応として、他の会議体や窓口の活用もしくは活用予定  
 18歳以上のヤングケアラーの対応として、他の会議体や窓口の活用もしくは活用予定についてきいたところ、「わからない」が（37市町村、61.6%）と最も多く、次いで「子ども家庭センターを活用（予定）」が（14市町村、23.3%）などとなっている。

図表 1-7 18歳以上のヤングケアラーの対応として、他の会議体や窓口の活用もしくは活用予定（n=60）



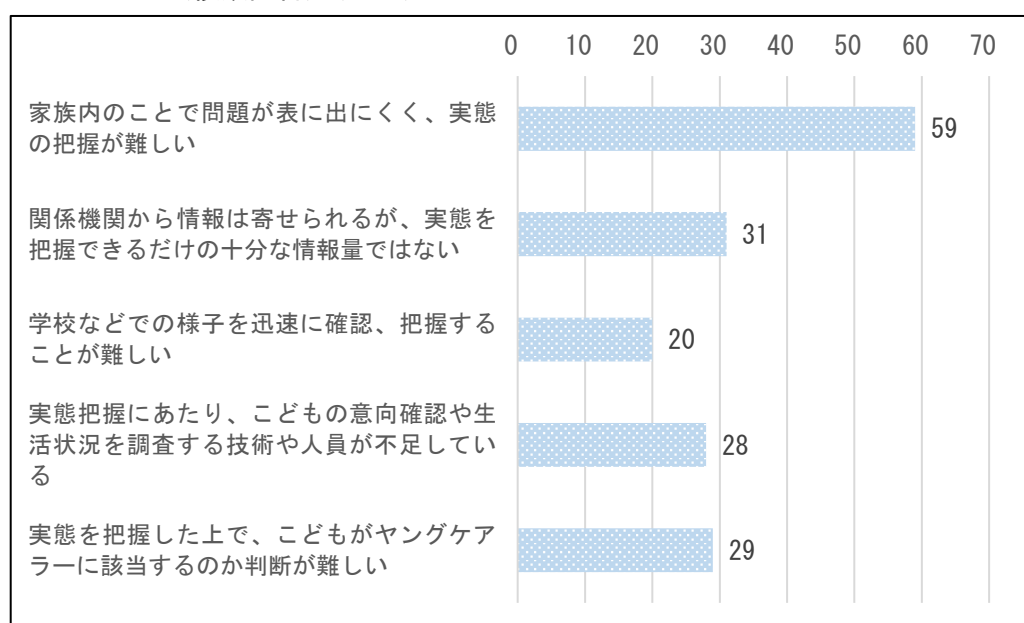
その他：若者総合相談センター及び子ども福祉部署が外部委託している相談窓口の活用。  
 18歳以上のヤングケアラーを支援する部署は未定。

## (2) ヤングケアラーの実態把握や発見する上での課題について

### ① ヤングケアラーと思われるこども・若者の実態を把握する上での課題

ヤングケアラーと思われるこども・若者の実態を把握する上での課題については、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」との回答が最も多く（59 市町村、98.3%）、次いで「関係機関からヤングケアラーと思われるこどもの情報は寄せられるが、実態を把握できるだけの十分な情報量ではない」（31 市町村 51.6%）が多くなっている。

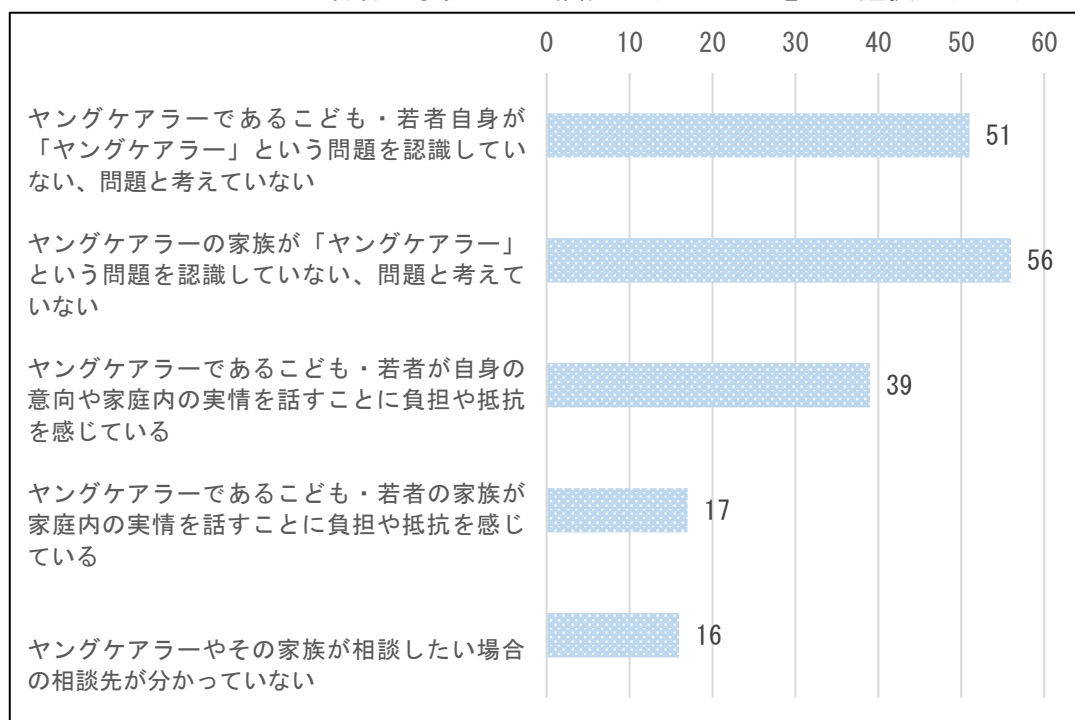
図表 2-1 ヤングケアラーと思われるこども・若者の実態を把握する上での課題  
(複数回答) (n=60)



### ② ヤングケアラーと思われるこども・若者を発見する上での課題<こども・若者や家族からの相談>

ヤングケアラーと思われるこども・若者を発見する上での課題<こどもや家族からの相談>についてきたところ、「ヤングケアラーの家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない、問題と考えていない」との回答が最も多く（56 市町村、93.3%）、次いで「ヤングケアラーであるこども自身が「ヤングケアラー」という問題を認識していない、問題と考えていない」（51 市町村、85.0%）が多くなっている。

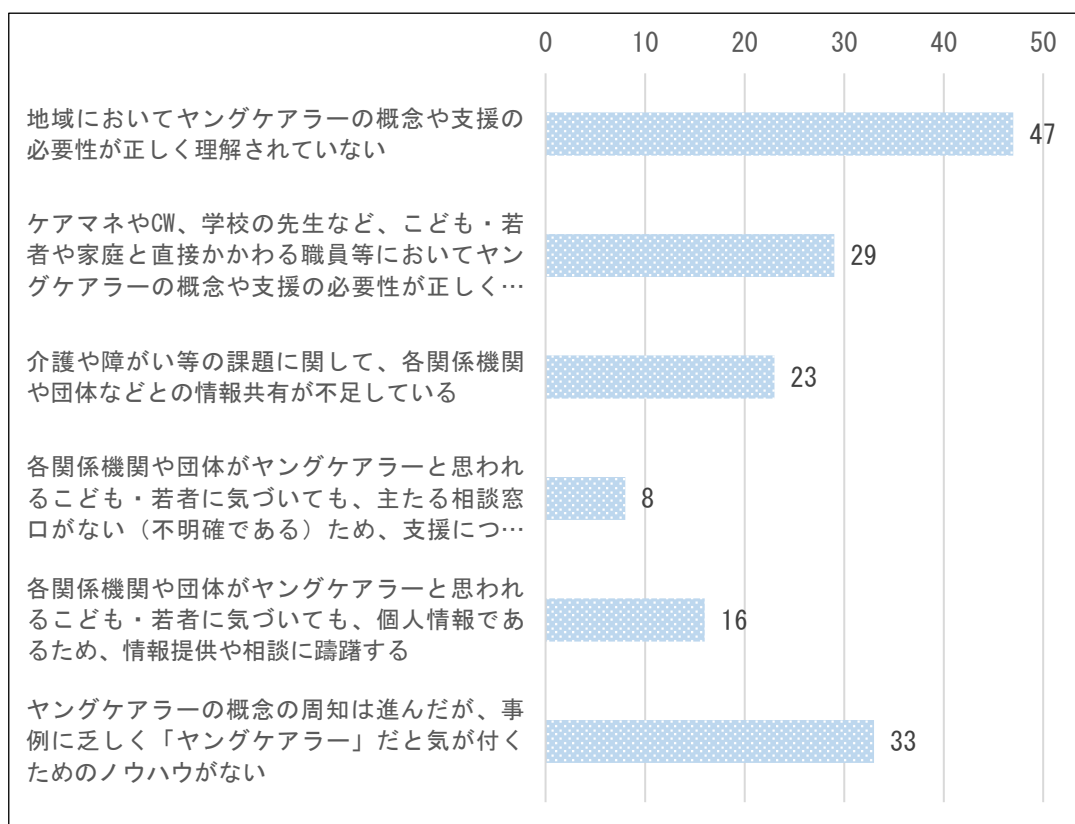
図表2-2 ヤングケアラーと思われるこども・若者の実態を把握する上での課題  
 <こども・若者や家族からの相談> (主なものを3つ選択) (n=60)



③ ヤングケアラーと思われるこども・若者の発見する上での課題<地域や関係機関による気づき>

ヤングケアラーと思われるこども・若者を発見する上での課題<地域や関係機関による気づき>についてきたところ、「地域においてヤングケアラーの概念や支援の必要性が正しく理解されていない」との回答が最も多く(47市町村、78.3%)、次いで「ヤングケアラーの概念の周知は進んだが、事例に乏しく「ヤングケアラー」だと気が付くためのノウハウがない」(33市町村、55.0%)が多くなっている。

図表 2-3 ヤングケアラーと思われる子ども・若者の実態を把握する上での課題  
 <地域や関係機関による気づき> (主なものを3つ選択) (n=60)

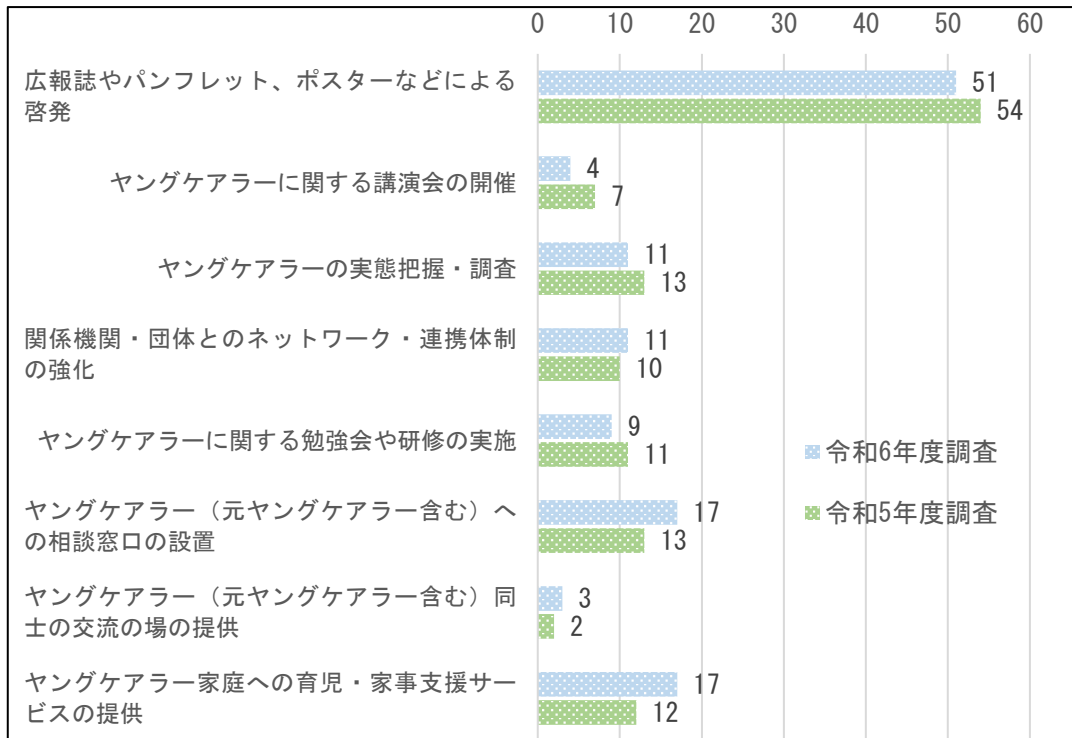


### (3) ヤングケアラーに関する支援や啓発などの取組みについて

#### ① ヤングケアラーに対する事業

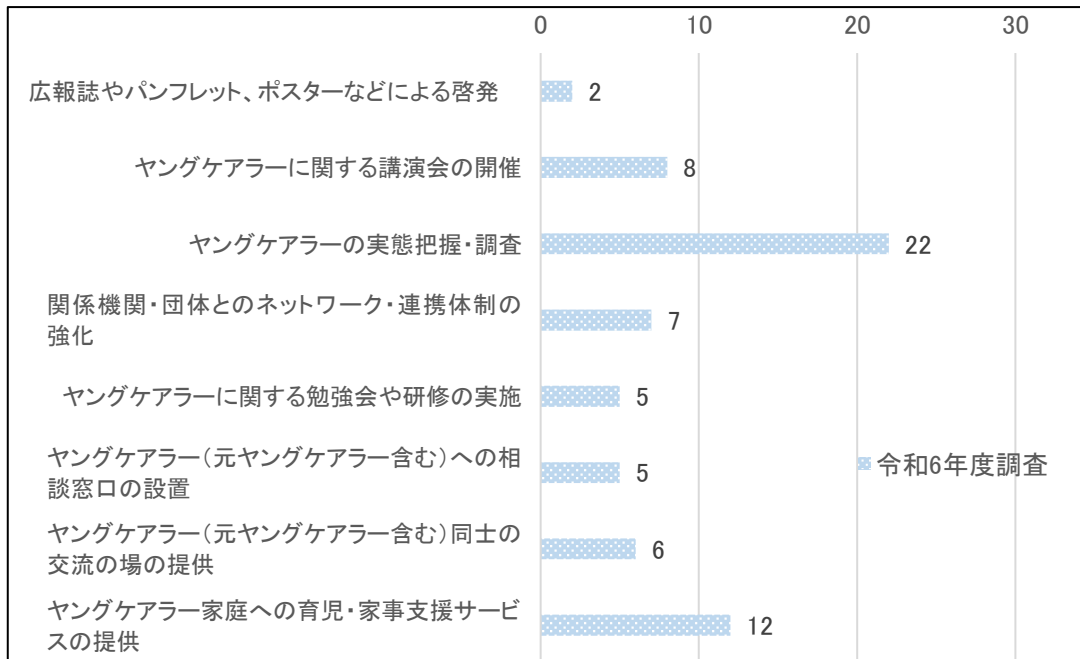
ヤングケアラーに対する事業については、「広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が（51市町村、85.0%）と最も多く、次いで「ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談窓口の設置」及び「ヤングケアラー家庭への育児・家事支援サービスの提供」（17市町村、28.3%）などとなっている。

図表3-1 ヤングケアラーに対する取組みの実施内容（複数回答）（n=60）



※取組中のものに加え、取組を予定しているものも含む

図表3-2 ヤングケアラーやその家族への支援で現在実施していないが、必要と考えるもの（複数回答）（n=60）



## ②現在実施できていない理由

### ア 広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発

- ・18歳未満の家庭支援に関しては子ども家庭センターが窓口としているが、18歳以上は窓口がはっきりしていない。
- ・令和7年度実施予定。

### イ ヤングケアラーに関する講演会の開催

- ・ヤングケアラーに関する講師の先生の情報がないため。
- ・調査（集計含む）にかかる費用・人員を確保していないため。
- ・高校生以上の実態把握については市町村では対応しにくい。
- ・企画から調整して実施するためには、職員体制が課題。
- ・必要性は感じているが、講師の選定が困難であり、また、予算の都合上開催が困難。

### ウ ヤングケアラーの実態把握・調査

- ・予算及び人材の確保ができていない。
- ・調査のための体制が整っていないため、令和7年度実施予定。
- ・人間的に今の業務を実施するだけで精一杯な現況がある。
- ・学校との調整不足。
- ・子ども・子育て支援推進調査研究事業の結果を踏まえて令和7年度から実施することとしているため。
- ・意識調査という形式で実施しており、実態把握としてできていないため。
- ・記名式の調査が必要であると考えているが、実施となると学校の協力が必要になるため、学校や教育委員会との打合せがまだできていない。
- ・実態把握・調査のノウハウがなく、令和7年度中に実施予定。
- ・調査のノウハウと関係機関との連携不足。
- ・学校等との連携で把握をしているつもりだが、マンパワーの不足により、本格的に子どもへの調査をするに至っていない。
- ・実態把握にあたり、こども・若者の意向確認や生活状況を調査する技術や人員が不足している。
- ・予算、記名式のアンケートの際に回答しづらい。
- ・調査内容をどのように決定していいかわからない。

### エ 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化

- ・マンパワー不足。

### オ ヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施

- ・ヤングケアラーに関する勉強会や研修が出来るほどの知識が不足しているため。
- ・他の業務に追われヤングケアラーに関する勉強会などの実施を検討できていない。

### カ ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）の相談窓口の設置

- ・15歳以上の相談窓口としての「子ども・若者総合相談センター」の設置は、予算上困難。
- ・市の方針が未確定。
- ・相談を受けても、その後の実態調査や支援策の選定などをコーディネートできる技術が職員に不足しているため。

#### **キ ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供**

- ・ノウハウがなく、ヤングケアラーの人数も少ない。
- ・該当者の把握や実態把握ができていない。
- ・ヤングケアラー(元ヤングケアラー)の把握は難しく、町のみでの実施は困難。

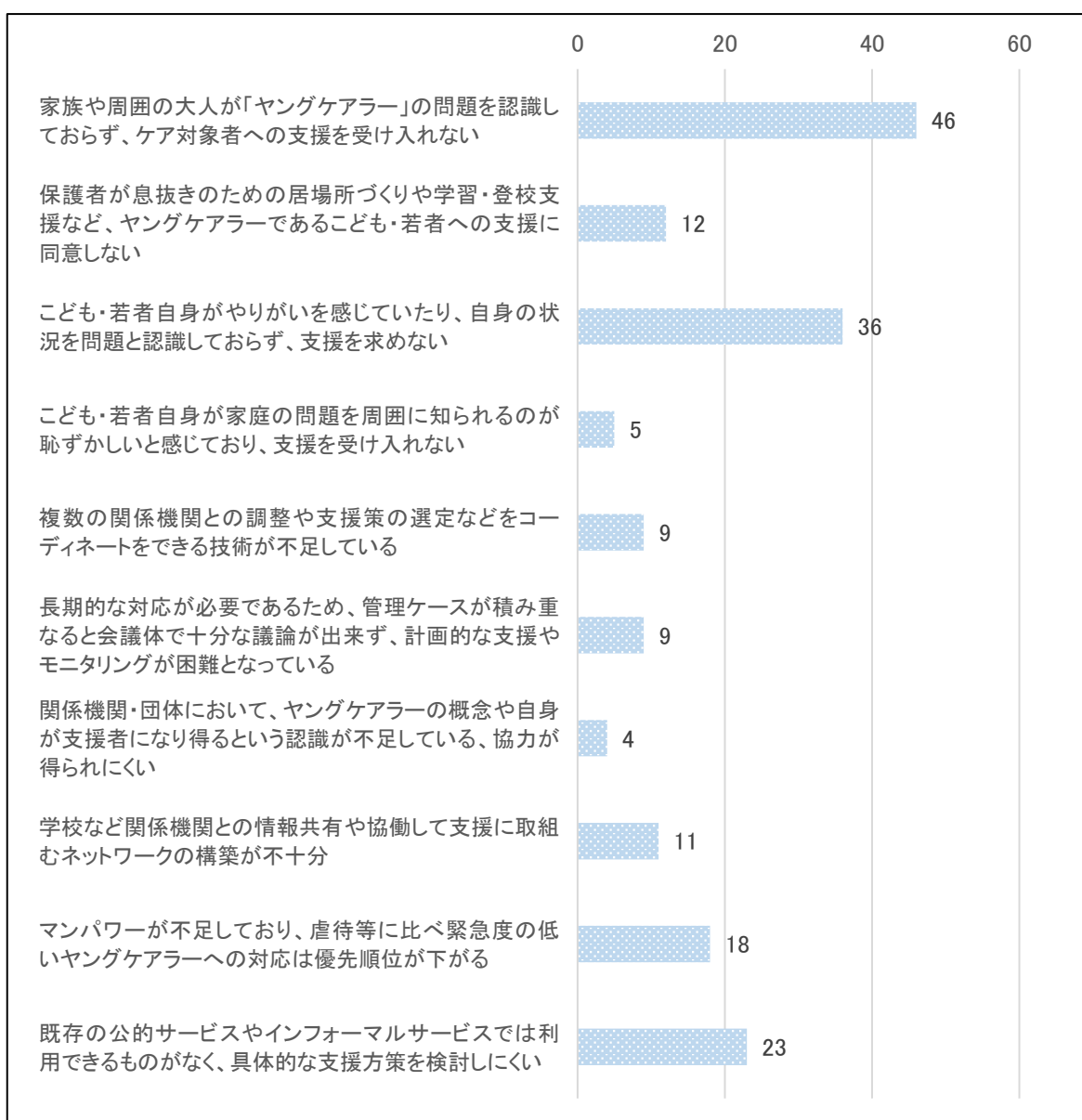
#### **ク ヤングケアラー家庭への育児・家事サービスの提供**

- ・委託先の検討が必要であるが、相談事例がないため。
- ・令和7年度から実施予定。
- ・育児、家事支援を実施できる委託業者の確保が難しいため。
- ・令和6年度は実施できていないが、令和7年度より子育て世帯訪問支援事業を開始予定。
- ・社会資源の不足。
- ・家庭へ訪問する人材の確保が難しい。
- ・小さな町であり、近隣にサービス事業所が少ない。

### ③ヤングケアラーやその家族への支援策の検討や支援する際の困難

ヤングケアラーやその家族への支援策の検討や実際に支援を行う上で、困難だと感じる点については、「家族や周囲の大人が「ヤングケアラー」の問題を認識しておらず、ケアや対象者への支援を受け入れない」が（46市町村、76.6%）と最も多く、次いで「子ども・若者自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」が（36市町村、60.0%）などとなっている。

図表3-3 ヤングケアラーやその家族への支援策の検討や支援する際の困難  
（主なものを3つ選択）（n=60）



#### ④自治体で工夫していること

- ・「北九州市ヤングケアラー相談窓口」を設置し、交流会の開催やインスタによる情報提供等、積極的に取り組んでいる。
- ・子ども食堂やフードバンクと連携している。
- ・ヤングケアラーの周知に関する研修や講座などの定期開催と、その行事への参加、利用呼びかけの実施。
- ・子育て世帯訪問支援事業の事業開始。
- ・こども食堂等を実施する民間団体等への補助開始。
- ・市内全学校および全放課後等デイサービスを訪問し、ヤングケアラーの周知啓発を行っている。(ポスター、リーフレット、カード作成) また、自治会やケアマネージャー等にも同様に周知を行っている。
- ・こどもと話をし、こどもの声を直接聴く際に、家庭の様子やこどもの気持ちを確認し、困りごとや課題がある場合は、関係機関と情報共有しながら実態を把握し、必要時は支援につなげている。
- ・児童虐待防止月間に虐待防止のチラシ・ポスターに合わせ、ヤングケアラーのチラシ・ポスターを小・中学校、障害者福祉サービス事業所、公民館、図書館、子育て支援センター等へ配布(高校は県から配布)し、啓発に勤めています。また、関係機関との情報共有を密にし、ケアラーと思われる場合は、連絡がもらえる体制を整備。
- ・ヘルパーサービスの拡充。
- ・関係機関が把握した児童に対し、子ども家庭センターが家庭状況の聞き取りを行っている。
- ・ヤングケアラーの第一発見となる可能性が高い学校において、こどもの聞き取りを十分に行うように依頼し、こどもの意向等(家の手伝い等をするのが嫌なのか否か等)を確認するようにしている。
- ・2か月に1回学校を訪問して、こども家庭センター(児童福祉部門)と二者協議の場を設け、在籍児童について情報共有や対応方針の検討を行っている。
- ・現状では個別の事例に対して、子育て世帯訪問支援事業の実施などで対応している。
- ・国や県等が作成したポスター・リーフレットで広報・周知。
- ・ヤングケアラーの視点を持ちながら子どもたちの権利が侵害されていないかを確認するための連携は日ごろから取れている。こども家庭センターが教育委員会に属しているので、学校指導主事を中心に学校との連携は強化されている。
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議や関係機関との情報共有時等においてヤングケアラー疑い含め、児に関する心配な情報があれば詳細把握に努め、関係機関と対応について協議している。
- ・広報等による啓発, 全庁的な福祉のネットワーク会議が機能している, 令和7年度から、利用可能なサービスを実施予定。

- ・世帯状況に応じて関係機関へつなぎ、必要な支援を提供する。

#### ⑤ヤングケアラー本人やその家族を支援するにあたり、あれば有効だと思われるサービス（公的・インフォーマルを問わず）

- ・本人の家庭以外の居場所づくり、支援サービスの充実。
- ・市民がヤングケアラー疑いチェックができるツール。
- ・福祉分野（障がい福祉・介護保険等）のヘルパーによる在宅支援の拡充。障がいや介護保険の対象者だけではなく、家庭全体の家事を援助したり、育児支援を行う等、子どもが担うことが想定される家事・育児も支援の対象とすること。
- ・学校との連携した協力体制,子育て世帯訪問支援事業、こども宅食、こども食堂。
- ・所属のない中卒以上（15歳児）～39歳までの引きこもり者等の居場所として、「子ども・若者総合相談センター」や「こども食堂」の実施。
- ・子育て世帯訪問介護が有効だと思われるが、介護保険の訪問介護事業所の人手も不足している中、人材確保・事業所確保が難しい。ケアラー本人のカウンセリングやピアカウンセリング、子どもの居場所があれば有効だと思う。
- ・ヤングケアラーコーディネーターの配置による集中支援、こども食堂やフードバンクの拡充、ヤングケアラーのいる世帯へのヘルパー派遣、ヤングケアラーが息抜きできる地域の居場所、ヤングケアラーである気付きを促すための学校授業の実施。
- ・保育施設等への送迎支援,食事の支援ができる（子ども食堂等）の居場所がもっと身近に増えること、また回数が増えていくこと。公的支援としてヤングケアラー、もしくはヤングケアラー傾向にある家庭に対し低額で食事ができる（持ち帰り可）補助チケット等を行う。加盟を飲食店に募り、加盟店で使用できるようにする。
- ・こどもの居場所づくりが早急な課題となっているが、マンパワーが不足しているため、充実していない。
- ・保護者に疾病・障害があるときは訪問看護やヘルパーなどのサービスを提案できるが、保護者に疾病等がなく、幼いきょうだいの世話などは直接的な支援が難しいため、ヤングケアラー本人への支援が必要。ヤングケアラー本人の登校する意欲が失われている場合もあるため、登校支援（送迎支援）などがあると、登校できる日が増え、本人からの話を聞いたり、心のケアができるものと考える。
- ・保育所等早朝から深夜帯まで子どもを預けられる場所と、その利用について金銭的補助。介護や障がい、医療などのサービスでその利用者の家族や子どもに支援を求めないで良いような対人支援。
- ・早朝や夜間、日曜祝日に対応できるヘルパー支援,居場所への送迎サービス。
- ・介護保険や障害サービス適応でなくても利用できるヘルパー事業など。
- ・一時預かり事業（保育）、ショートステイ（保育・介護）。
- ・キャリアコンサルティングを踏まえた進路指導,子育て世帯訪問支援事業。

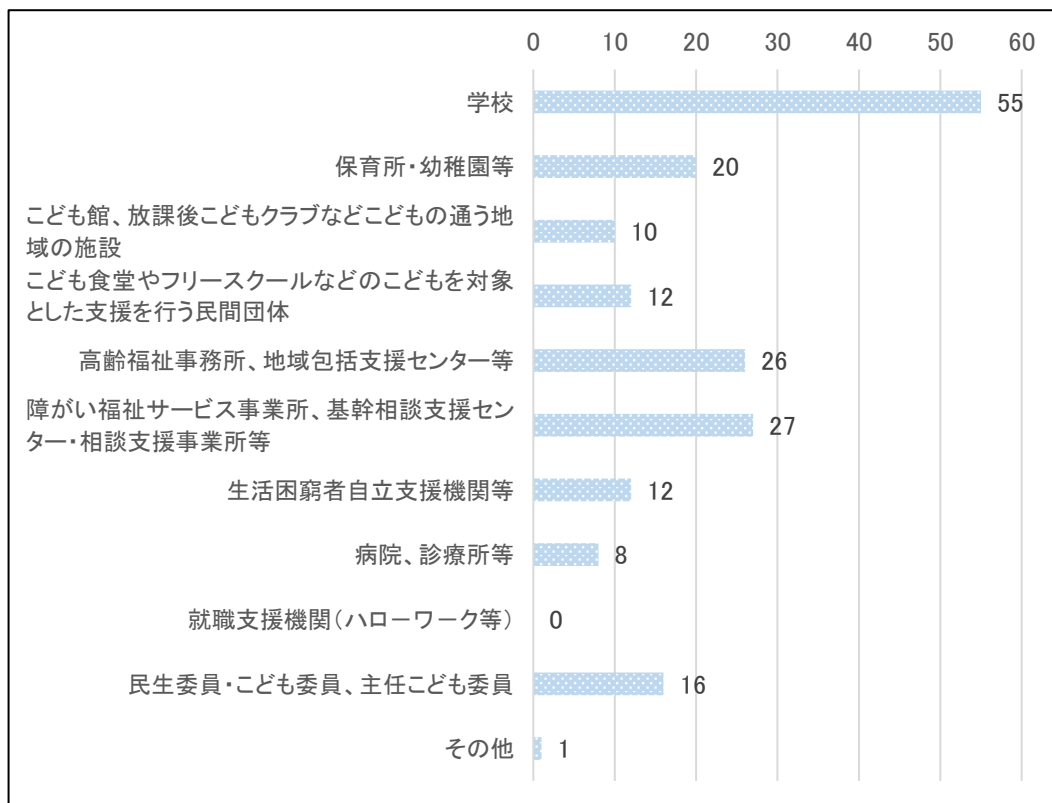
- ・本人が相談できる(足を運べる)、学校等の所属機関以外の身近な場所(こども食堂・図書館・公民館等)及びその情報を知ることができる場所(SNS・フリーペーパー等)。

(4) ヤングケアラーと思われるこども・若者への対応として、関係機関に期待すること

① 今後連携を深めていく必要があると考えている機関・団体

ヤングケアラーと思われるこども・若者を把握、支援するにあたり、今後、連携を深めていく必要があると考えている機関・団体については、「学校」が(55市町村、91.7%)と最も多く、次いで「障がい福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援事業所等」が(27市町村、45.0%)などとなっている。

図表4-1 今後連携を深めていく必要があると考えている機関・団体  
(主なものを3つ選択)(複数回答)(n=60)



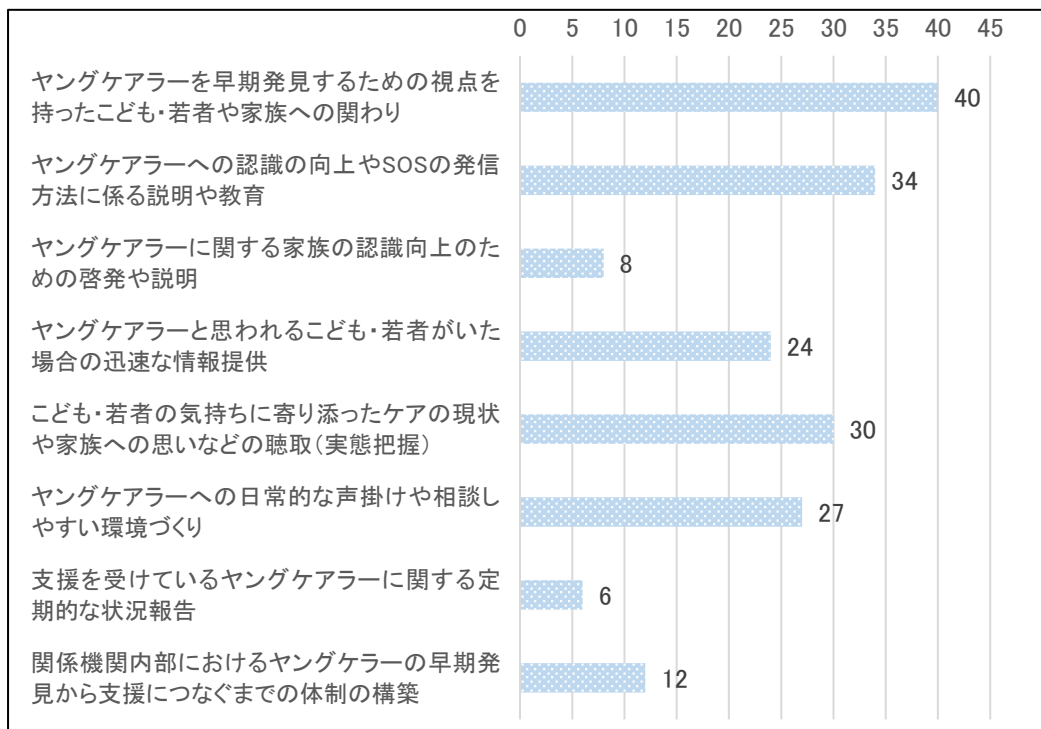
※ その他：地域のNPO団体

② 学校に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、学校に期待することについては、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持ったこども・若者や家族への関わり」が(40市町村、66.6%)と最も多く、次いで「ヤングケアラーへの認識の向上やSOSの発信方

法に係る説明や教育」が（34市町村、56.6%）などとなっている。

図表4-2 学校に期待すること（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、学校などとの間で他市町村の参考となる取組を行っているか聞いたところ、次の回答が得られた。

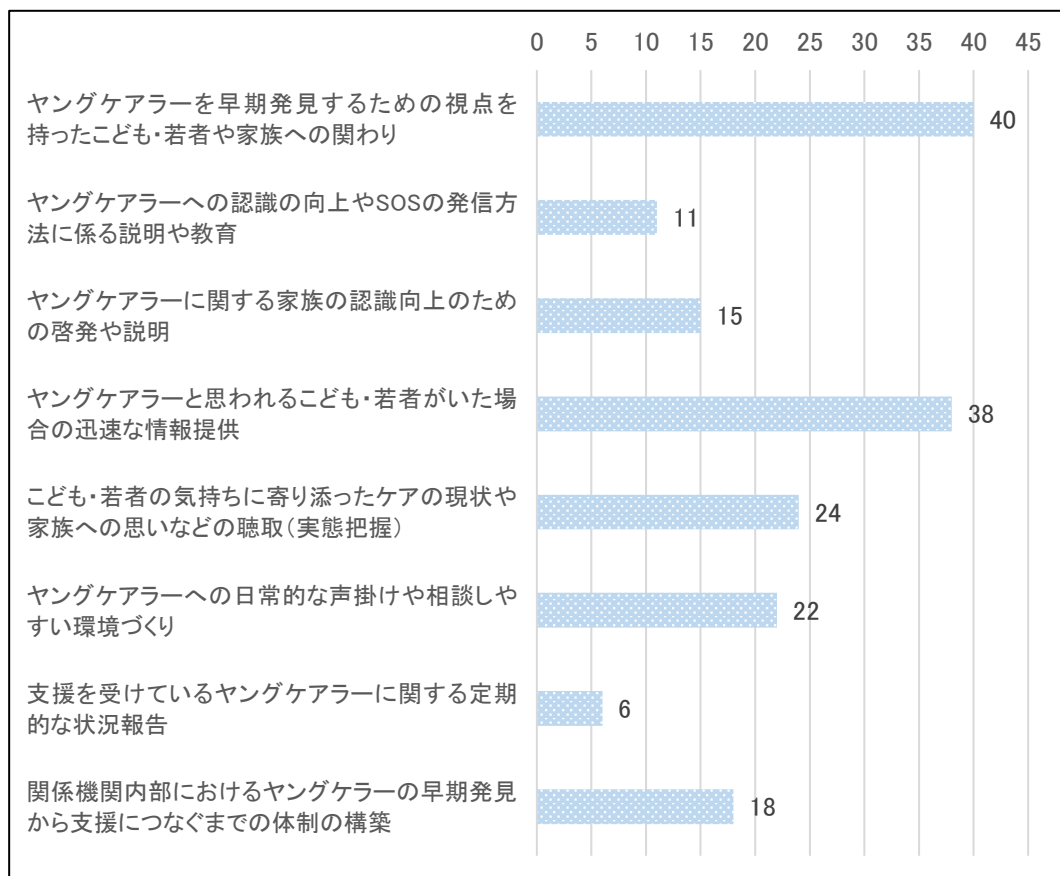
- ・本市のヤングケアラー支援に関する出前講座の活用（利用勧奨中）。
- ・市内全小中学校を訪問し、ヤングケアラーの周知啓発を行っている。
- ・学校とこども家庭センターの定期的な情報交換。
- ・学校、教育委員会、こども家庭センターでの情報共有。
- ・令和6年度にヤングケアラーを把握するアンケートを小学校高学年と中学生に対して実施。「生活についてのアンケート」と称して実施し、回答や記名については任意にして状況把握に努めている。
- ・定期的な連絡会議の実施、教育委員会が主催する校長会にこども家庭センターも出席し、情報把握と課題解決に向けた取り組みが早期にできるよう工夫している。
- ・各学校の担当SSWとの連携。

### ③ 高齢福祉サービス事業者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、高齢福祉サービス事業者等に期待することについては、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持ったこども・若者や家族への関わり」が（40市町村、66.6%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われ

るこども・若者がいた場合の迅速な情報提供」が（38市町村、63.3%）などとなっている。

図表 4-3 高齢福祉サービス事業者等に期待すること  
（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、高齢福祉サービス事業者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているか聞いたところ、次の回答が得られた。

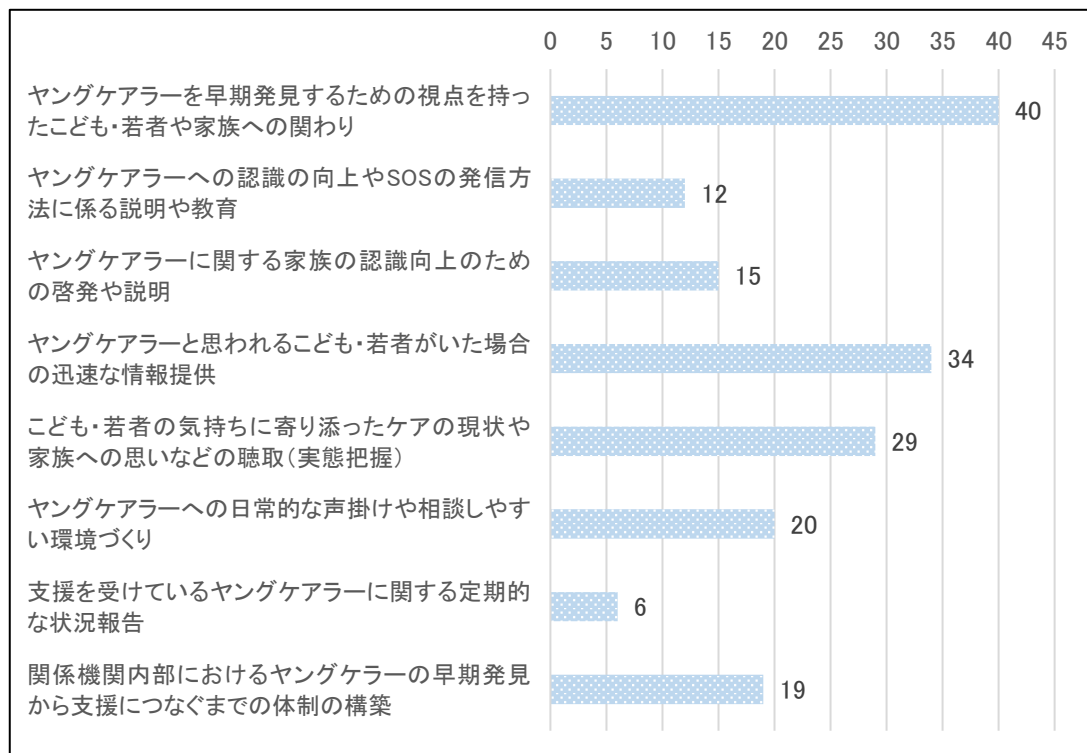
- ・ 個別のケースごとに連携。
- ・ 高齢福祉サービス事業者等に対して、研修会を実施。
- ・ ケアマネ連絡会でヤングケアラーについて啓発。また、家族支援において情報提供や協力依頼が必要だと判断したときには、こども家庭センターから居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに連絡。

#### ④ 障がい福祉サービス事業者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、高齢福祉サービス事業者等に期待することについては、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持ったこども・若者や家族への関わり」が（40市町村、66.6%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われ

るこども・若者がいた場合の迅速な情報提供」が（34市町村、56.6%）などとなっている。

図表4-4 障がい福祉サービス事業者等に期待すること（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



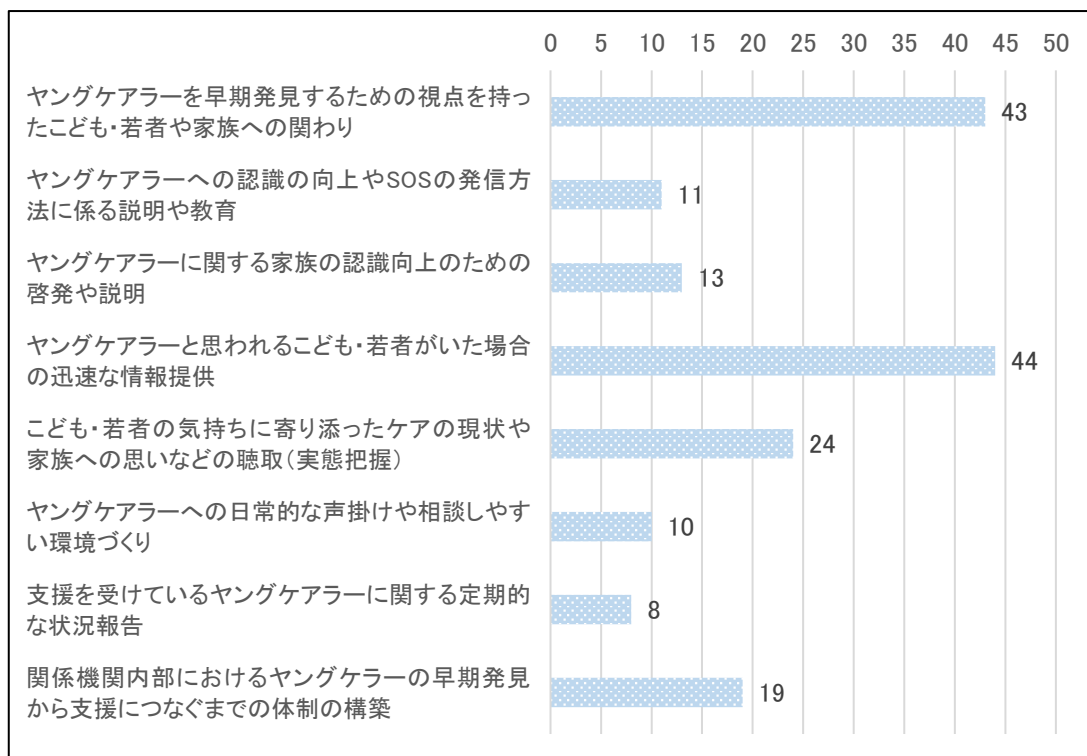
上記の内容に関して、障がい福祉サービス事業者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているか聞いたところ、次の回答が得られた。

- ・市内全放課後等デイサービスを訪問し、ヤングケアラーの周知啓発を行っている。
- ・個別のケースごとに連携。
- ・必要に応じてサービス担当者会議に町も参加。

#### ⑤ 医療関係者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、高齢福祉サービス事業者等に期待することについては、「ヤングケアラーと思われるこども・若者がいた場合の迅速な情報提供」が（44市町村、73.3%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持ったこども・若者や家族への関わり」が（43市町村、71.6%）などとなっている。

図表 4-5 医療関係者等に期待すること（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、医療関係者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているか聞いたところ、次の回答が得られた。

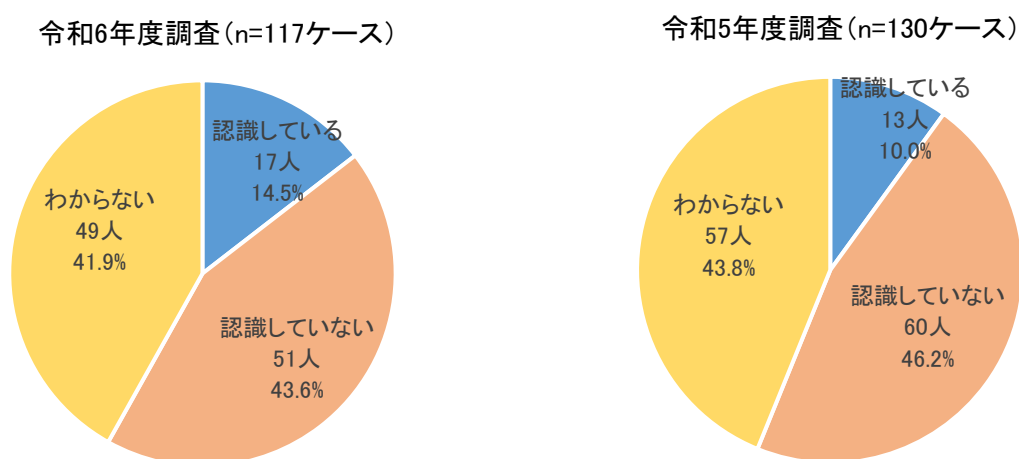
- ・個別のケースごとに連携。
- ・受診同行やMSWとの連携。

## 2 「要保護児童対策地域協議会等におけるヤングケアラーの実態調査」の調査結果について

### (1) こども自身のヤングケアラーの認識の有無

こども自身のヤングケアラーの認識の有無については、「こども自身が「ヤングケアラー」と認識している」が14.5%、「こども自身が「ヤングケアラー」と認識していない」が43.6%となっている。学年別にみると、「こども自身が「ヤングケアラー」と認識している」のは、小学生では4.8%であるのに対し、中学生20.4%、高校生22.7%と、徐々に認識している割合が高くなっている。

図表1-1 こども自身のヤングケアラーの認識の有無



図表1-2 学年別こども自身のヤングケアラーの認識の有無 (単位: %)

		認識している	認識していない	わからない・その他
全体 (n=117 ケース)		14.5	43.6	41.9
学 年	小学生 (n=42)	4.8	50.0	45.2
	中学生 (n=49)	20.4	32.7	46.9
	高校生 (n=22)	22.7	45.5	31.8
	所属なし (15~17 歳) (n=4)	0.0	100.0	0.0

## (2) ヤングケアラーの状況

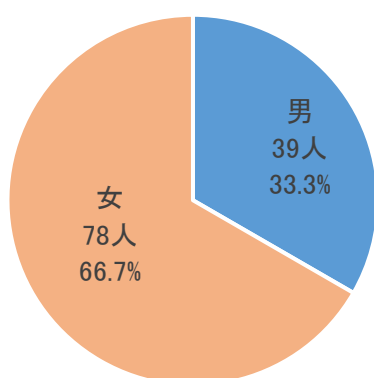
### ① 属性

性別については、男性が 33.3%、女性が 66.7%となっている。学年では中学生が 41.9%と最も高く、次いで小学生が 35.9%、高校生が 6.8%となっている。

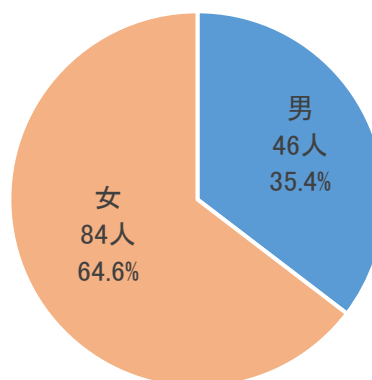
世帯構成については、夫婦・パートナーと子どもにより構成される家庭が 37.6%と最も多く、次いでひとり親家庭が 57.3%となっている。生活保護の受給の有無については、26.5%が受給世帯であった。きょうだいの有無については、大半が「きょうだいがいる」としており、きょうだいの人数の平均は 3.87 人（自身を含む）となっている。

図表 2-1-1 性別

令和6年度調査 (n=117ケース)

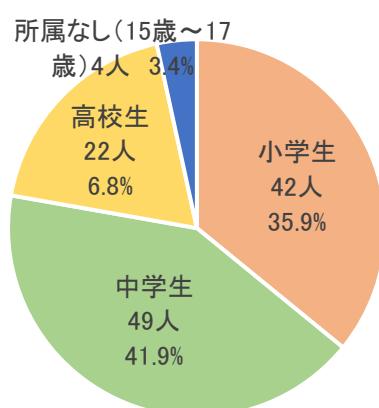


令和5年度調査 (n=130ケース)

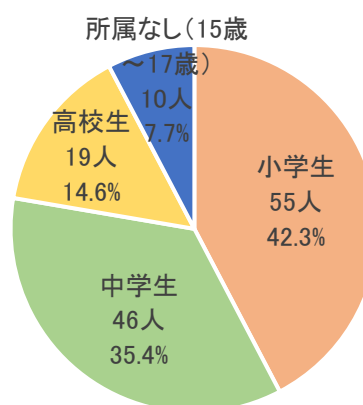


図表 2-1-2 学年

令和6年度調査 (n=117ケース)

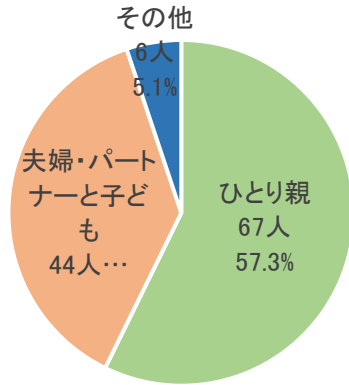


令和5年度調査 (n=130ケース)

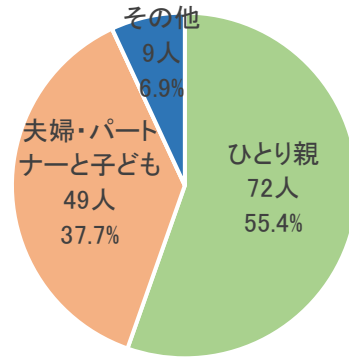


図表 2-1-3 家族構成

令和6年度調査(n=117ケース)

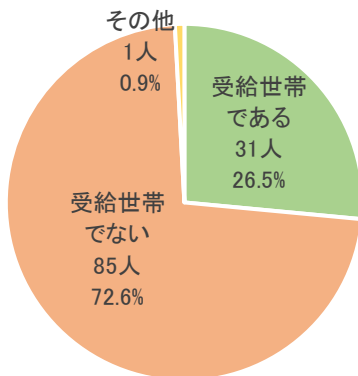


令和5年度調査(n=130ケース)

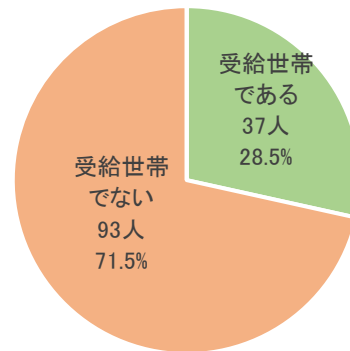


図表 2-1-4 生活保護受給の有無

令和6年度調査(n=117ケース)

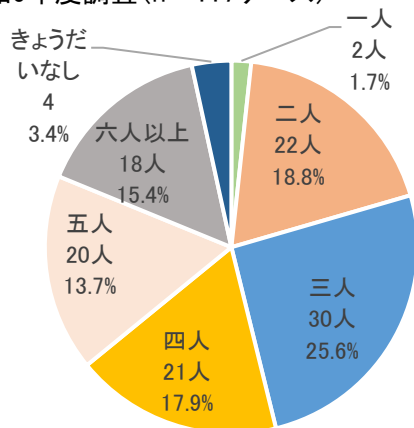


令和5年度調査(n=130ケース)

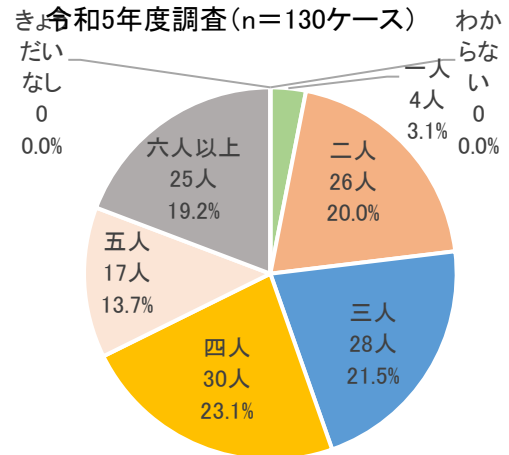


図表 2-1-5 きょうだいの有無

令和6年度調査(n=117ケース)



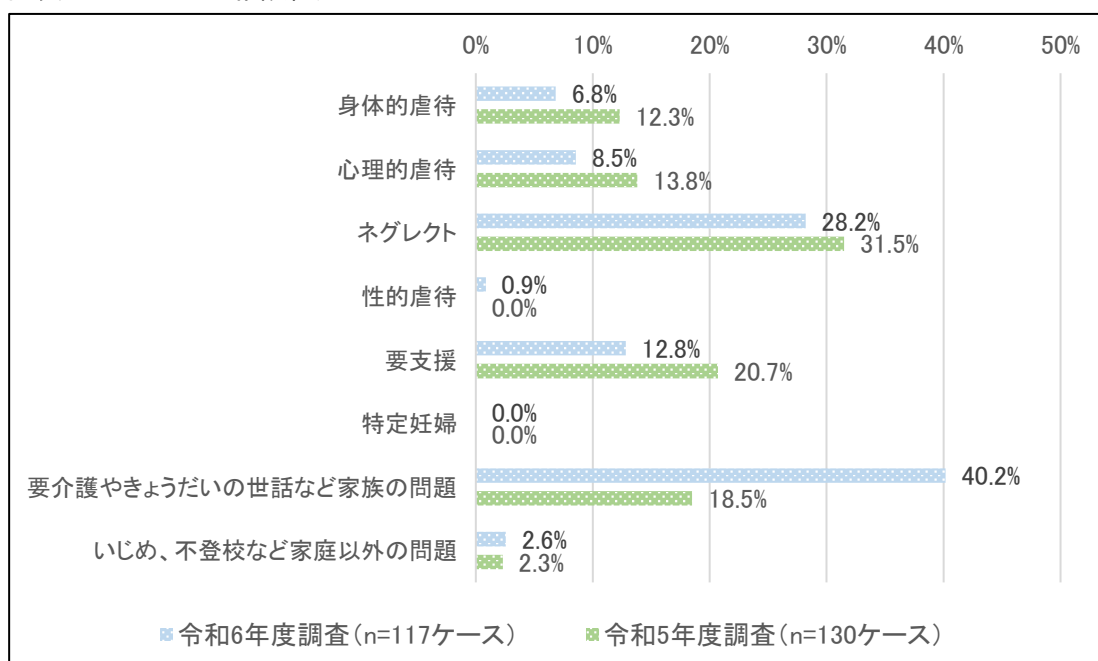
令和5年度調査(n=130ケース)



## ② 相談種別

要対協における相談種別としては、「要介護やきょうだいの世話など家族の問題」が40.2%と最も高く、次いで「ネグレクト」が28.2%であった。学年別に見ると、「要介護やきょうだいの世話など家族の問題」は高校生が50.0%、中学生が40.8%、小学生が35.7%の順で多く、「ネグレクト」は中学生が32.7%、小学生が28.6%、高校生が22.7%の順で多かった。

図表 2-2-1 相談種別



図表 2-2-2 学年別相談の種別

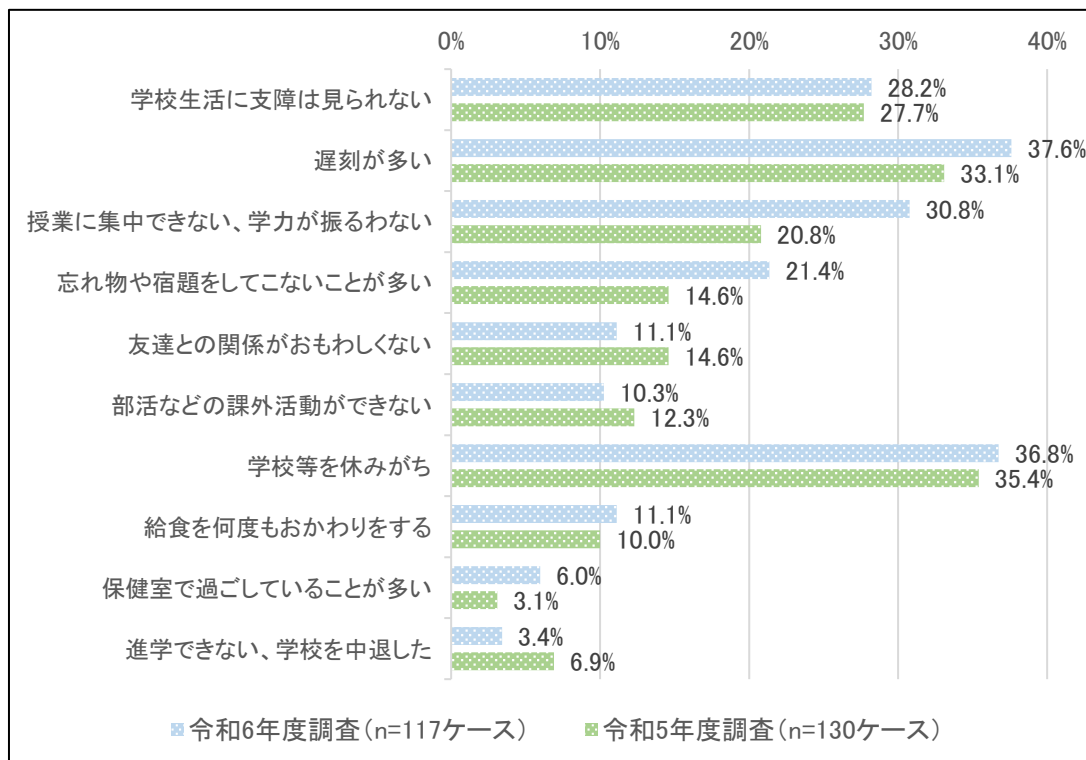
(単位：%)

		身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	要支援	特定妊婦	要介護やきょうだいの世話など家族の問題	いじめ、不登校など家族以外の問題
全体 (n=117 ケース)		6.8	8.5	28.2	0.9	12.8	0.0	40.2	2.6
学年	小学生 (n=42)	11.9	9.5	28.6	2.4	11.9	0.0	35.7	0.0
	中学生 (n=49)	4.1	8.2	32.7	0.0	12.2	0.0	40.8	2.0
	高校生 (n=22)	4.5	4.5	22.7	0.0	13.6	0.0	50.0	4.5
	所属なし (15~17歳) (n=4)	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0

### ③ 学校生活への影響

学校生活への影響については、「遅刻が多い」の37.6%が最も高く、次いで「学校等を休みがち」が36.8%となっている。学年別にみると、中学生では「授業に集中できない、学力が振るわない」(36.7%)が、高校生では「学校生活に支障は見られない」(54.5%)が他の学年に比べて高くなっている。

図表2-3-1 学校生活への影響（複数回答）



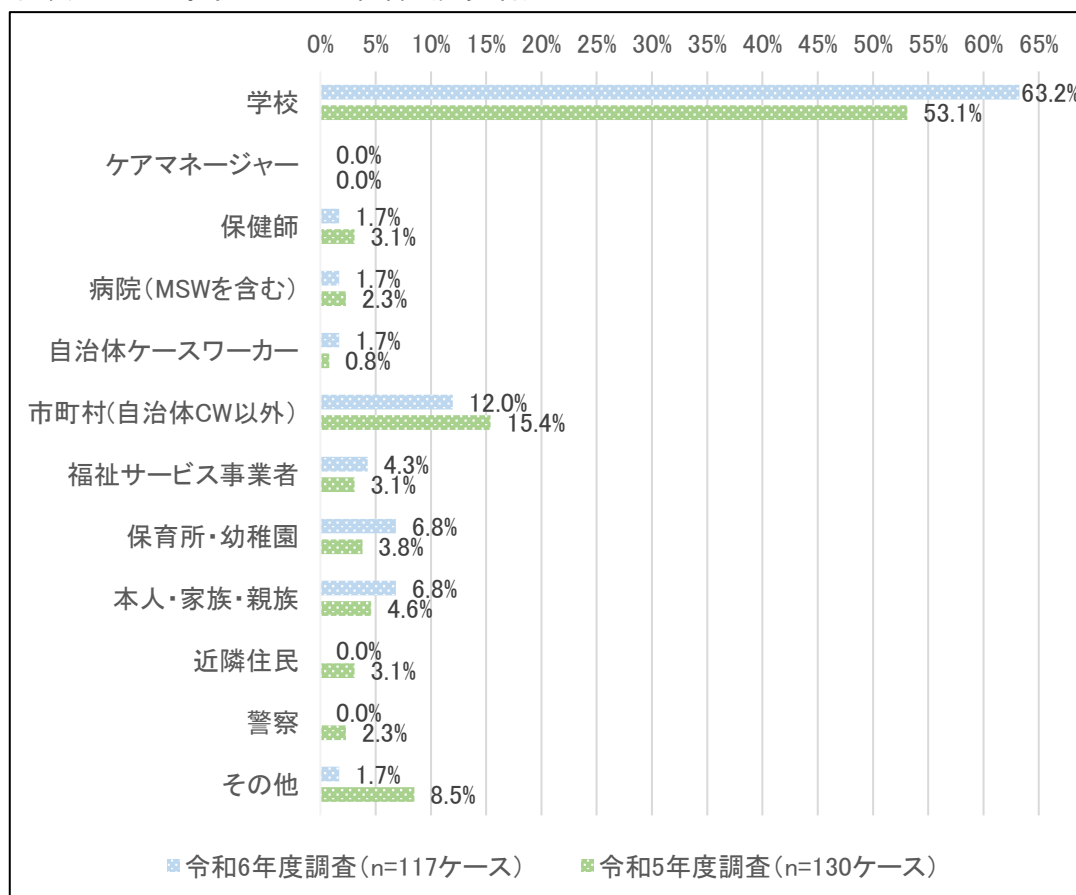
図表2-3-2 学年別ヤングケアラーの学校生活への影響（複数回答）（単位：%）

		学校生活に支障は見られない	遅刻が多い	授業に集中できない、学力が振るわない	忘れ物や宿題をしてこないことが多い	友達との関係がおもしろくない	部活などの課外活動ができない	学校等を休みがち	給食を何度もおかわりをする	保健室で過ごしていることが多い	進学できない、学校を中退した
全体 (n=117 ケース)		28.2	37.6	30.8	21.4	11.1	10.3	36.8	11.1	6.0	3.4
学年	小学生 (n=42)	26.2	45.2	33.3	35.7	11.9	4.8	40.5	9.5	4.8	0.0
	中学生 (n=49)	18.4	40.8	36.7	16.3	10.2	12.2	42.9	14.3	8.2	2.0
	高校生 (n=22)	54.5	18.2	18.2	4.5	13.6	18.2	18.2	4.5	4.5	9.1
	所属なし(15~17 歳) (n=4)	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0

### (3) 把握に至った経緯

発見者は、「学校」が63.2%と最も高く、次いで「市町村（自治体CW除く）」（12.0%）となっている。学年別にみると、全ての学年で「学校」の割合が高くなっている。

図表3-1 把握に至った経緯（発見者）



その他の内容：児相から市の要対協事務局を經由して情報提供等

図表3-2 学年別把握に至った経緯・理由（発見者）

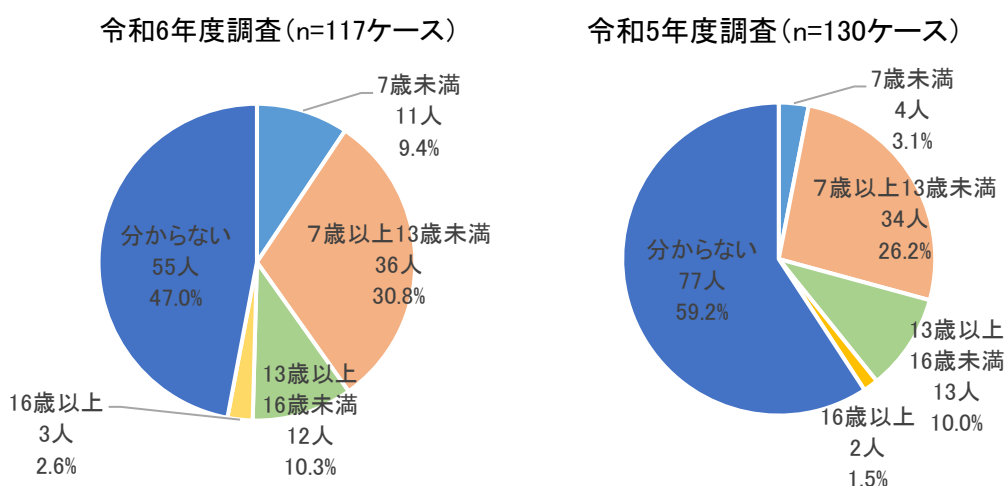
(単位：%)

	学校	ケアマネージャー	保健師	病院 (MSWを含む)	自治体のCW	市町村 (自治体CW以外)	福祉サービス事業者	園保育所・幼稚園	親本人・家族・親族	近隣住民	警察	その他
全体 (n=117 ケース)	63.2	0.0	1.7	1.7	1.7	12.0	4.3	6.8	6.8	0.0	0.0	1.7
学年	小学生 (n=42)	66.7	0.0	4.8	2.4	2.4	2.4	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	中学生 (n=49)	69.4	0.0	0.0	2.0	0.0	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高校生 (n=22)	50.0	0.0	0.0	0.0	4.5	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1
	所属なし (15~17歳) (n=4)	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0

(4) ケアの開始時期

ケアの開始時期（年齢区分）については、「わからない」が47.0%で最も多く、次いで7歳以上13歳未満の30.8%、13歳以上16歳未満の10.3%となった。

図表4-1 ケアの開始時期



図表4-2 学年別ケアの開始学年

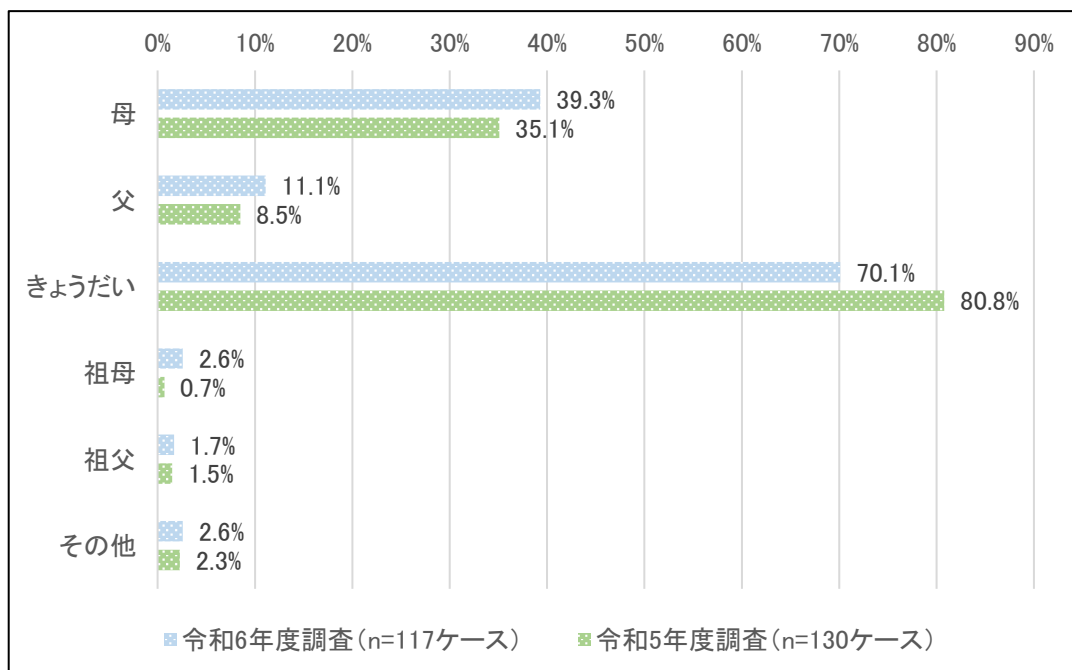
(単位：%)

		7歳未満	13歳未満	7歳以上	16歳未満	13歳以上	16歳以上	わからない
全体 (n=117 ケース)		9.4	30.8	10.3	2.6	47.0		
学 年	小学生 (n=42)	11.9	42.9	0.0	0.0	45.2		
	中学生 (n=49)	8.2	26.5	16.3	0.0	49.0		
	高校生 (n=22)	0.0	22.7	9.1	13.6	54.5		
	所属なし (15~17歳) (n=4)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0		

(5) こどもがケアを行っている状況

ケアを行っている対象者については、「きょうだい」が70.1%と最も高く、次いで「母親」(39.3%) となっている。

図表5-1 ケアを行っている対象者（複数回答）



図表5-2 学年別ケアを行っている対象者（複数回答）（単位：%）

	母親	父親	きょうだい	祖母	祖父	その他
全体 (n=117 ケース)	39.3	11.1	70.1	2.6	1.7	2.6
小学生 (n=42)	42.9	7.1	69.0	0.0	0.0	2.4
中学生 (n=49)	34.7	14.3	73.5	0.0	2.0	4.1
高校生 (n=22)	50.0	13.6	68.2	13.6	4.5	0.0
所属なし(15~17 歳) (n=4)	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0

図表 5-3 学年別ケアの内容 (複数回答)

(単位: %)

	食事の世話	家事	身の回りの世話	トイレや入浴の介助	感情面のケア	通院の付き添い	通訳	金銭管理	その他
全体(n=117)	56.4	77.8	82.1	23.9	31.6	18.8	0.9	0.9	16.2
小学生(n=42)	45.2	71.4	83.3	19.0	35.7	21.4	2.4	0.0	14.3
中学生(n=49)	55.1	85.7	81.6	24.5	28.6	10.2	0.0	0.0	14.3
高校生(n=22)	90.9	81.8	86.4	31.8	36.4	36.4	0.0	4.5	13.6
所属なし(15~17歳)(n=4)	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0

ケアを行っている対象別に要介護・障がい等の有無をみると、母親では「精神障がい」(40.8%)、父親でも「精神障がい」(31.3%)の割合が他に比べて高くなっている。また、きょうだいでは「幼い」(59.3%)が半数以上を占めている。

また、ケアを行っている対象者別のケアの内容をみると、母親では「家事(54.9%)」、「感情面のケア」(35.2%)が高くなっている。父親も母親と同様に「家事」(56.3%)が高くなっている。きょうだいでは、「身の回りの世話」(61.9%)、「家事」(35.6%)、「食事の世話」(33.9%)が高い。

図表 5-4 ケアを行っている対象者別要介護・障がい等の有無 (複数回答)

(単位: %)

	要支援・要介護	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	依存症	幼い	その他	障がい等なし	要介護・障がい等なし
全体(n=218)	4.1	5.5	6.4	17.4	13.3	2.8	33.5	4.1	12.8	
母(n=71)	4.2	5.6	4.2	40.8	11.3	8.5	0.0	11.3	14.1	
父(n=16)	0.0	18.8	0.0	31.3	6.3	0.0	0.0	0.0	43.8	
きょうだい(n=118)	1.7	1.7	9.3	1.7	16.9	0.0	59.3	0.8	8.5	
祖母(n=5)	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	
祖父(n=4)	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他(n=4)	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	

図表 5-5 ケアを行っている対象者別ケアの内容（複数回答）

（単位：％）

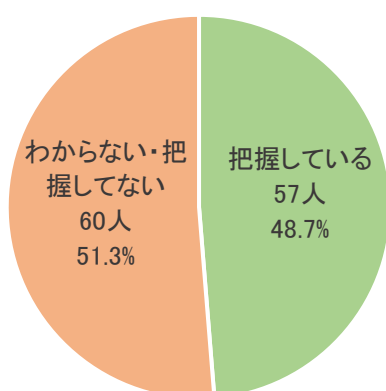
	食事の世話	家事	身の回りの世話	トイレや入浴の介助	感情面のケア	通院の付き添い	通訳	金銭管理	その他
全体(n=218)	29.8	41.7	42.2	12.4	17.0	10.1	0.5	0.5	8.7
母(n=71)	25.4	54.9	19.7	7.0	35.2	16.9	0.0	1.4	8.5
父(n=16)	31.3	56.3	12.5	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	12.5
きょうだい(n=118)	33.9	35.6	61.9	17.8	9.3	8.5	0.8	0.0	9.3
祖母(n=5)	40.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
祖父(n=4)	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他(n=4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

（6）ケアに費やす時間

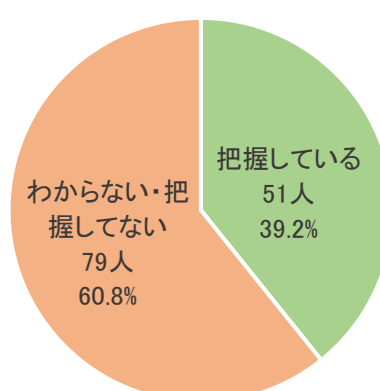
1日のうちケアに費やす時間については、「把握している」が48.7%、「わからない・把握していない」が51.3%であった。把握している中では、ケアに費やしている時間は1日平均3.3時間、夜間のケアは平均1.4時間となっている。

図表 6-1 1日のうちケアに費やす時間の把握状況

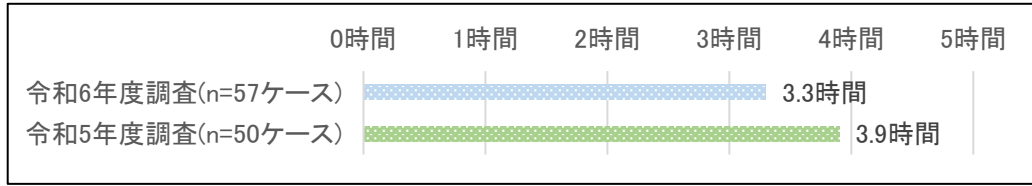
令和6年度調査（n=117ケース）



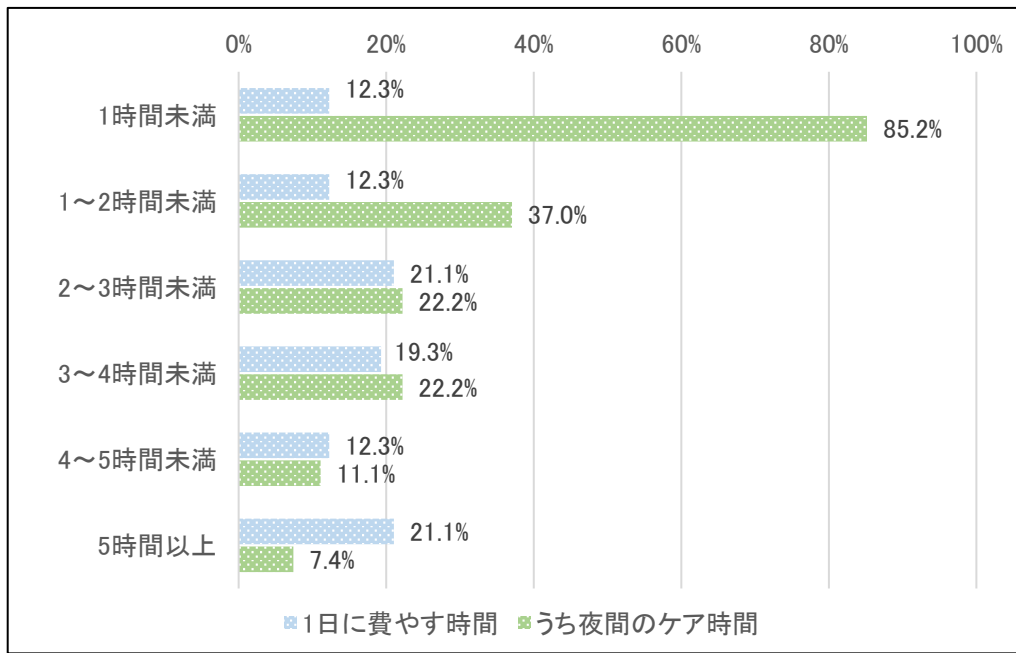
令和5年度調査（n=130ケース）



図表6-2 ケアに費やす時間の平均



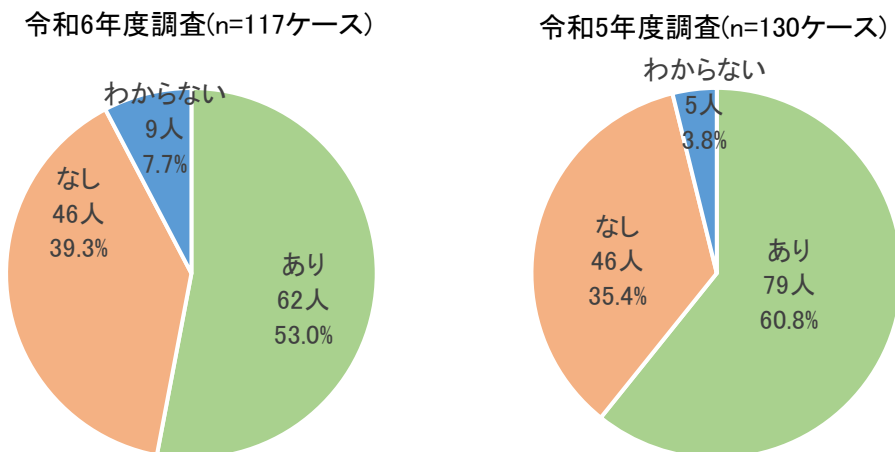
図表6-3 ケアに費やす時間 【1日 (n=57) 夜間 (n=27)】



(7) こどもが家庭で行っているケアを支援する人の有無

こどもが家庭で行っているケアを支援する人の有無については、「あり」が 53.0%、「なし」が 39.3%となっている。

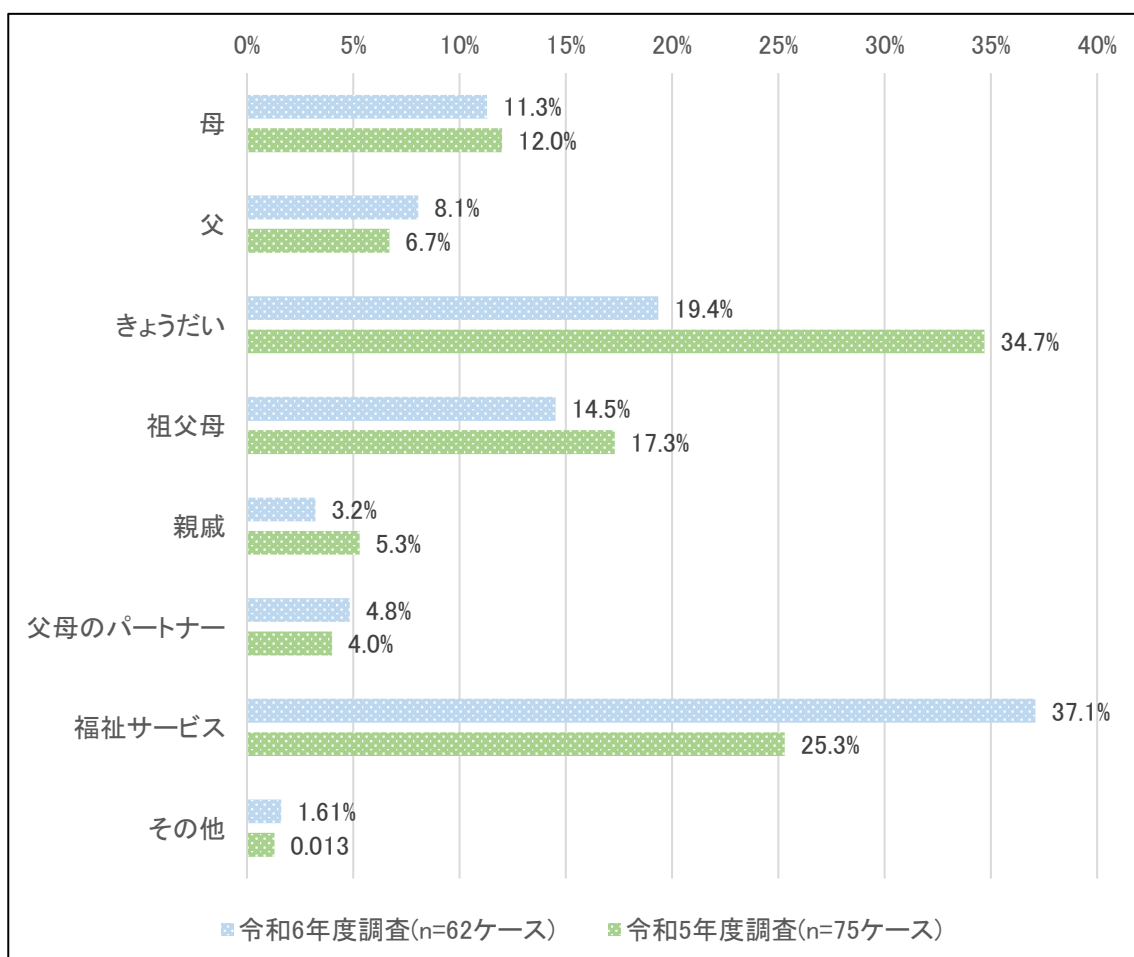
図表7-1 こどもが家庭で行っているケアを支援する人の有無



図表 7-2 学年別子どもが家庭で行っているケアを支援する人の有無 (単位: %)

		あり	なし	不明
全体(n=117 ケース)		53.0	39.3	7.7
学 年	小学生(n=42)	54.8	40.5	4.8
	中学生(n=49)	49.0	38.8	12.2
	高校生(n=22)	59.1	36.4	4.5
	所属なし(15~17歳)(n=4)	50.0	50.0	0.0

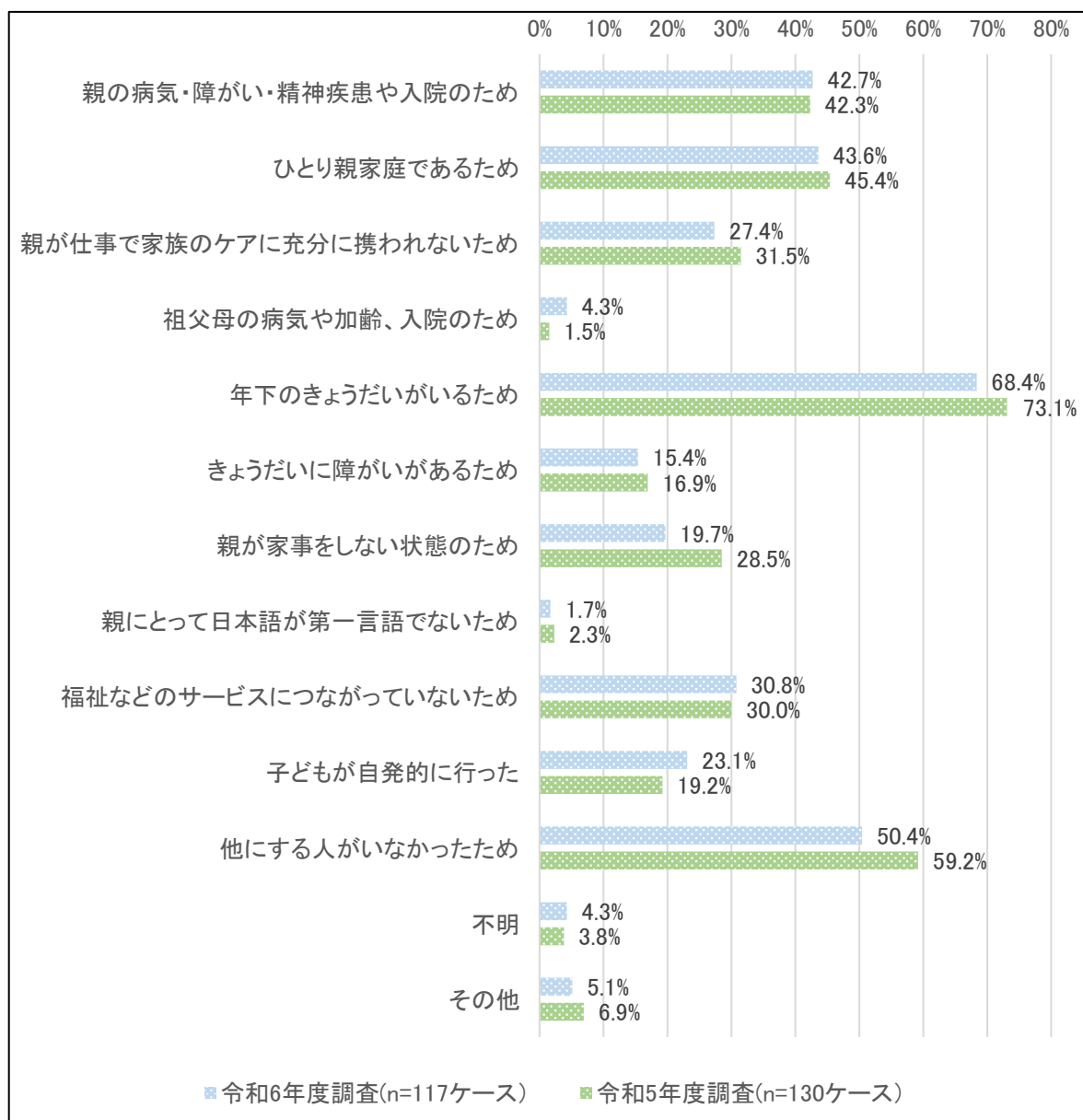
図表 7-3 子どもが家庭で行っているケアを支援する人 (複数回答)



(8) ケアをすることになった理由

ケアをすることになった理由については、「年下のきょうだいがいるため」が68.4%と最も高く、次いで「ほかにケアする人がいなかったため」(50.4%)、「ひとり親であるため」(43.6%)となっている。

図表8-1 ケアをすることになった理由(複数回答)



その他の主な内容: 高齢の祖母と二人暮らし、こどもは手伝うものという親の考え

図表 8-2 学年別ケアをすることになった理由（複数回答）

（単位：％）

		親の病気・障がい・精神疾患や、入院のため	ひとり親家庭であるため	親が仕事で、家族のケアに十分に携われない	祖父母の病気や加齢、入院のため	年下のきょうだいがいるため	きょうだいに障がいがあるため	親が家事をしない状況のため	親にとって日本語が第一言語でないため	福祉などのサービスにつながっていないため	こどもが自発的に行った	他にする人がいなかったため	不明	その他
全体(n=117)		42.7	43.6	27.4	4.3	68.4	15.4	19.7	1.7	30.8	23.1	50.4	4.3	5.1
学年	小学生 (n=42)	45.2	38.1	31.0	0.0	76.2	11.9	23.8	4.8	35.7	31.0	54.8	4.8	0.0
	中学生 (n=49)	36.7	38.8	24.5	4.1	67.3	8.2	20.4	0.0	28.6	14.3	40.8	4.1	6.1
	高校生 (n=22)	50.0	68.2	27.3	13.6	63.6	40.9	9.1	0.0	31.8	27.3	63.6	4.5	9.1
	所属なし (15-17歳) (n=4)	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.0